

「新司法試験実施に係る研究調査会中間報告」に関する意見募集の結果について

第1 意見数 47件

第2 意見の取りまとめ方法

新司法試験実施に係る研究調査会中間報告（以下「中間報告」という。）の各項目について、賛成意見、反対意見等を取りまとめています。なお、意見を引用するに当たっては、中間報告に関連する部分のみを引用するとともに、反対意見、補足・修正意見等については、数が多いもの等主なもののみを取り上げており、すべてを取り上げているものではありません。

第3 意見の概要

1 総論関係

最終報告書においては、今後設置される司法試験委員会における議論に資するべく、試験時間等の新司法試験の内容について、幅を持たせた多様性のある提案をすべきである。（弁護士関係1件）

2 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像（中間報告第1）について

賛成するもの。（大学関係6件、弁護士関係4件）

新司法試験は、法科大学院において、その在るべき理念に沿った教育を適切に履修すれば、特別な受験勉強を行うことなく合格が可能な試験であるべきである。（大学関係2件、弁護士関係5件、その他2件）

新司法試験は、できる限り法曹に必要とされる資質全般の判定に役立つように問題や質問の内容を工夫すべきである。（大学関係1件）

プロセスとしての法曹養成において、法科大学院等との有機的な連携の在り方について検証し、必要に応じて試験内容の見直し等を行うための何らかの仕組みを設けるべきである。（大学関係2件、弁護士関係1件、その他1件）

3 試験実施の在り方（中間報告第2）について

賛成するもの。（大学関係1件、弁護士関係3件）

現在の司法試験六法は実用性がなく適切ではないので、どのようなものを配布するかについて、具体的な検討が必要である。（弁護士関係1件）

具体的な出題形式及び内容が重要であることから、出題例が事前に公表されることが望ましい。（弁護士関係2件）

4 試験実施の枠組み（中間報告第3）について

(1) 実施日程（中間報告第3の1）について

試験実施時期に賛成するもの。（大学関係3件、弁護士関係3件）

合格発表時期に賛成するもの。（大学関係2件、弁護士関係3件）

合格発表前の短答式試験合格点の公表等に賛成するもの。(大学関係2件, 弁護士関係3件)

法科大学院修了者には相当数の社会人が含まれることが予想されることから, 実施日程の設定については慎重な配慮が必要である。(大学関係1件)

(2) 試験日程(中間報告第3の2)について

連続する4日間程度とする方向に賛成するもの。(大学関係2件, 弁護士関係3件)

短答式試験を科目ごとに行うことに賛成するもの。(大学関係1件, 弁護士関係1件)

4日間の日程では, 第2日目の試験時間が8時間程度となるなど, 受験生の負担が過重となるため, 全試験日程を5日間とするなどの工夫をすべきである。(大学関係1件, 弁護士関係2件)

(3) 試験科目の範囲(中間報告第3の3)について

公法系等については明確に除かれる部分を除き試験範囲を示さないことに賛成するもの。(大学関係1件, 弁護士関係3件)

公法系等については選択科目と重複する部分からの出題を避けないことに賛成するもの。(大学関係2件, 弁護士関係3件)

法科大学院における教育内容を踏まえ, 基礎的な要件事実に関する理解や主張立証責任の分配, 事実認定の在り方等の実務的な内容についても試験範囲に含むべきである。(弁護士関係1件)

実務に直結する分析力, 思考力及び表現力を判定できるよう留意すべきである。(大学関係1件, 弁護士関係2件)

実務のどの範囲が試験の対象となるのか等について示すべきである。(弁護士関係1件)

公法系等について選択科目と重複する部分からの出題を避けないこととする場合, 特定の選択科目履修により, 著しい有利不利が生じないような配慮が必要である。(大学関係1件)

公法系科目で民事法, 刑事法との部分的融合問題を出題する可能性を認めるべきである。(大学関係1件)

できるだけ早い時期に, 試験科目の範囲についての具体的なイメージを示すべきである。(弁護士関係1件, 裁判所関係1件)

公法系科目等の出題において, 法曹倫理に関する問題の出題を検討すべきである。(大学関係2件, 弁護士関係2件)

5 短答式試験の在り方(中間報告第4)について

(1) 出題の在り方(中間報告第4の1)について

幅広い分野から基本的な問題を多数出題することに賛成するもの。(大学関係

4件，弁護士関係5件)

出題形式の多様化・配点の工夫に賛成するもの。(大学関係2件，弁護士関係3件)

現在，一部の問題にみられる過度に複雑な問い方をする等の出題の在り方は改めるべきである。(弁護士関係2件)

短答式試験については，法律家に必要な知識を偏りなく有しているかを試すことに主たる目的を置くべきである。(弁護士関係1件)

短答式試験においても，実務的判断を問う問題を盛り込むべきである。(弁護士関係2件)

行政法の試験範囲を定めない場合には，基本的判例の考え方や行政法としての基礎的考え方を問うような出題が望ましい。(弁護士関係1件)

問題によって配点に差をつける場合には，公平さを欠くことがないように，配点を明らかにするなどの配慮が必要である。(弁護士関係2件)

出題形式の多様化によって試験方式が複雑になれば，受験者はかえってテクニックに走るおそれがある。(裁判所関係1件)

(2) 配点，試験時間，問題数等(中間報告第4の2)について

配点比率について賛成するもの。(大学関係3件，弁護士関係3件)

試験時間について賛成するもの。(大学関係1件，弁護士関係3件)

問題数について賛成するもの。(大学関係2件，弁護士関係3件)

マークシート方式について賛成するもの。(大学関係1件，弁護士関係2件)

公法系科目及び刑事系科目に対する民事系科目の比率(配点，試験時間，問題数)を2:3以上に高くするべきである。(弁護士関係2件)

公法系等を構成する7法律科目の配点が同一であることが必要である。(大学関係1件)

配点比率等の設定理由をより具体的に示すべきである。(大学関係1件)

例示されている問題数は多すぎるし，試験時間も長すぎる。(弁護士関係1件，試験時間につき同旨:大学関係1件)

6 論文式試験の在り方(中間報告第5)について

(1) 出題の在り方(中間報告第5の1)について

出題についての基本方針に賛成するもの。(大学関係6件，弁護士関係4件)

複数の法分野にまたがる問題の出題方針に賛成するもの。(大学関係4件，弁護士関係3件)

選択科目に共通する出題方針を設けることに賛成するもの。(大学関係3件，弁護士関係2件)

実務的な能力を問う問題，出題形式を考慮すべきである。(大学関係1件，弁護士関係5件)

公法系科目等の出題において、法曹倫理に関する問題の出題を検討すべきである。(大学関係1件、弁護士関係1件)

科目によっては、「紛争予防の在り方」や「企画立案の在り方」についても出題すべきである。(弁護士関係1件)

より具体的に出題のイメージを明らかにすべきである。(大学関係3件、弁護士関係1件)

(2) 配点，問題数，試験時間等（中間報告第5の2）について

配点比率について賛成するもの。(大学関係2件、弁護士関係4件)

問題数について賛成するもの。(大学関係3件、弁護士関係3件)

試験時間について賛成するもの。(大学関係2件、弁護士関係4件)

答案の量に制限を設けることに賛成するもの。(大学関係3件、弁護士関係3件)

配点比率等の設定理由をより具体的に示すべきである。(大学関係1件)

本格的長文事例問題の趣旨を減却することなどから、各科目一律に2問に固定化させるべきではない。(大学関係1件)

複数の分野にまたがった問題について、より積極的にそのような問題の作成を検討すべきである。(弁護士関係1件)

民事系科目について、2つの法律分野にまたがる融合問題(1問)と他の問題(1問)の出題分野の組合せのバランスに配慮すべきである。(大学関係1件)

刑事系科目についても、他の科目と同様に、できるだけ科目間融合問題を出題する方向で検討すべきである。(弁護士関係1件)

試験時間は長すぎ、短時間のうちに事例や法令を分析する能力が従来より軽視されることになる。(裁判所関係1件)

午前中も使って、より長時間の試験を実施する方法も考えるべきである。(弁護士関係1件)

公法系科目，民事系科目，刑事系科目及び選択科目の比率は，2：3：2：1とするのが妥当である。(大学関係1件)

(3) 論文式試験の成績評価の在り方（中間報告第5の3）について

ア 採点指針（中間報告第5の3の(1)）について

採点指針について賛成するもの。(大学関係1件、弁護士関係2件)

事例解析能力や論理的思考力を見ることが重要なのであって、例えば論理的構成力や文章表現の巧拙は評価の対象とすべきではない。(大学関係1件)

「採点者は、自己の信条や自説と異なる答案を差別的に採点しない」ことを明らかにすべきである。(大学関係1件)

客観性，公平性の確保という要請と，論点主義の弊害の除去という要請を調整した採点方法とすべきである。(大学関係1件)

採点方法について、基本的にいわゆる段階評価方式とすべきである。(弁護士関係 2 件)

採点方法について、基本的にいわゆる積上げ方式を維持すべきであるが、答案全体をみて緻密な法的思考ができているかどうか、矛盾なく説明できているかどうかなどの点も評価の対象とすべきである。(弁護士関係 1 件)

客観的水準を定め、その水準を超えていれば合格とする等の採点方法を検討すべきである。(弁護士関係 1 件)

採点・評価方法についての具体的なイメージをより明らかにすべきである。(弁護士関係 1 件)

「実践的な能力」とは、具体的にどのような能力をいうのか。(大学関係 2 件)

イ 採点の公平性・調整の問題(中間報告第5の3の(2))について

採点基準の統一・採点格差調整について賛成するもの。(大学関係 2 件, 弁護士関係 2 件)

1 通の答案を複数の考査委員が採点することについて賛成するもの。(大学関係 1 件, 弁護士関係 2 件)

選択科目の難易度格差調整について賛成するもの。(大学関係 2 件, 弁護士関係 2 件)

採点の公平性を図ることにより、結果的に現行司法試験の持つ問題点(いわゆる論点主義による問題等)が新司法試験にも引き継がれることが危惧される。(大学関係 1 件)

複数の法律分野にまたがる融合問題の採点者については、少なくとも含まれる専門分野ごとに、当該分野の研究者を入れるべきである。(大学関係 1 件)

7 短答式試験と論文式試験の総合評価の在り方(中間報告第6)について

(1) 短答式試験による一次評価の在り方(中間報告第6の1)について

全科目総合の成績により判定することに加え、科目ごとの最低ラインを設けることに賛成するもの。(大学関係 3 件, 弁護士関係 4 件)

法曹の専門化を進める方向において、科目ごとの最低ラインを設けるべきではない。(弁護士関係 1 件)

(2) 総合評価の在り方(中間報告第6の2)について

論文式試験の配点比重を短答式試験より相当程度大きいものとすることに賛成するもの。(大学関係 6 件, 弁護士関係 3 件)

短答式試験と論文式試験の配点比重は、1 : 3 程度とすべきである。(大学関係 1 件)

短答式試験と論文式試験の配点比重は、1 : 4 程度とすべきである。(弁護士関係 1 件)

論文式試験の配点の比重は、短答式試験よりも遙かに大きいもの、例えば、短答1に対して論文4～5以上の比重にすべきと考える。(大学関係2件)

論文式試験についても最低ラインを設けるべきである。(大学関係2件、弁護士関係1件)

法曹としての分析力、論理思考力、表現力からみてあまりにも内容が悪い場合は、論文式試験において科目ごとの最低ラインを設けることもやむを得ない。(弁護士関係1件)

総合評価の前提となる合否判定の基本的在り方や合否の在るべきレベルについて明確にすべきである。(弁護士関係1件)

総合評価においては、競争試験でなく資格試験という立場を貫いて、あまり合格率に拘泥するべきではない。(大学関係1件、その他1件)

(3) その他(中間報告第6の3)について

適正な答案審査体制を確保することに賛成するもの。(大学関係4件、弁護士関係2件)

法分野をまたいだ問題について採点する試験委員の確保については、特に十分な検討を要する。(弁護士関係1件)

採点のみを担当する考査委員を設けることにより、考査委員の負担軽減を図ることを検討すべきである。(弁護士関係1件)

考査委員の数を増やすことにより、その質・能力の低下を招くことは、絶対に避けるべきである。(大学関係1件)

8 その他新司法試験の在り方に関連する事項(中間報告第7)について

視覚障害者等に特別な措置をとることに賛成するもの。(大学関係2件、弁護士関係3件)

法曹を志す障害者に課される各種の試験について、司法試験管理委員会、大学入試センターその他の機関が縦割りの壁を乗り越えて、全国規模の対応を図っていくべきである。(大学関係1件)

点字受験についての適切な特別措置を講じるべきである。(その他2件)

第4 今後における意見の取扱い

提出いただきました御意見につきましては、今後開催される新司法試験実施に係る研究調査会において報告し、最終報告の取りまとめにおける参考とさせていただきます。